

令和8年4月からの

後期高齢者医療制度の保険料と軽減措置

基礎賦課分(医療分)の保険料率は、2年に一度見直しが行われます。また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療分と合わせて子ども・子育て支援金分(子ども分)が保険料として徴収されます。

令和8・9年度の保険料率等については、次のとおりとなります。

※令和9年度分に係る子ども分の保険料率は、令和8年度に算定・改正をします。

	令和6・7年度 保険料率		令和8・9年度 医療分保険料率	令和8年度 子ども分保険料率
均等割額	45,600円	➔	49,100円	1,300円
所得割額	8.84%		9.00%	0.25%
賦課限度額	80万円		85万円	2万1千円

$$\text{年間保険料額} = \text{医療分} + \text{子ども分}$$

今回の改定は、現役世代の負担増を抑制するための高齢者負担率引上げ、診療報酬のプラス改定による医療費の増加、子ども・子育て支援金制度創設などにより保険料率が引上げとなります。

すべての方が安心して医療を受けられる「国民皆保険制度」を今後も持続可能なものにするとともに、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・社会全体で支えるためのものですので、ご理解・ご協力をお願いします。

軽減措置について

均等割軽減は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得金額の合計に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。

また、令和8・9年度で7割軽減に該当する方は、医療分の均等割額が、さらに0.2割上乘せした7.2割が均等割額より軽減されます。

問栃木県後期高齢者医療広域連合

☎028(627)6805(代表)



広 告

フラワー樹木葬墓地

野木ほたるの水辺
樹木葬墓地

ぜひ一度ご覧になって下さい。見学は自由に出来ます。(10:00-16:00)



限定78区画

所在地 野木町大字野木2044

0120-008-952

セレモニー千代田 樹木葬事業部